

概要版

令和5年4月 玉野市

目 次

1	玉野市地域防災計画とは 1	
	(1)地域防災計画の目的	
2	玉野市で想定される災害 3	
	(1)過去に発生した主な風水害による被害3 (2)過去に発生した大規模な林野火災による被害3 (3)地震・津波の被害想定4	
3	地域防災計画の概要 8	
	1. 市民・事業者・地域団体等が行う役割と備え 8 (1)市民が行う備え 8 (2)事業者が行う備え 9 (3)地域団体等が行う備え 9 2. 公共機関が行う役割と備え 10 (1)避難場所等の指定 10 (2)物資の備蓄・調達 10 (3)要配慮者等の安全確保 11	
	(1)市民が行う備え 8 (2)事業者が行う備え 9 (3)地域団体等が行う備え 9 2.公共機関が行う役割と備え 10 (1)避難場所等の指定 10 (2)物資の備蓄・調達 10	

1 玉野市地域防災計画とは

(1)地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として玉野市防災会議が作成するものです。

(2)計画の性格及び構成

本計画は、これまで「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」に分かれていた地域防災計画を1つの計画に統合したもので、平時における地域防災計画の内容習熟、発災時における災害対応マニュアル及びチェックリストとしての活用の双方の視点から計画の実効性向上を図るため、「本編」、「災害対応マニュアル編」、「資料編」の3編に分けて作成されたものです。

≪玉野市地域防災計画の構成≫

玉野市地域防災計画 本編 第1部 総則 第2部 災害予防計画 災害対策基本法に基づき、 市の防災対策や災害応急対 策について基本的な事項を 第3部 災害応急対策計画 記載したもの 第4部 災害復旧・復興計画 災害対応マニュアル編 災害時の市の応急対策、復旧・ 復興対策の手順等を具体的に 記載したもの 資料編 様式、各種基準、データ、規則・ 条例・要綱等

(3)計画の基本的な考え方

1)「自助」「共助」「公助」による防災・減災対策の重要性

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害から、平常時の防災訓練や防災教育等のソフト対策の重要性が再認識されるとともに、地域での平常時からの絆と支え合いが、救出・救援・避難所等の運営など様々な災害時の取り組みに反映され、被害の減少につながります。

このように、大規模災害における被害を最小限に抑えるという減災や防災を推進していくには、市民と地域、公共機関が連携・協働して防災対策を進めることが重要です。

そのため、災害時に自らの命は自ら守るという『自助』による安全・安心の確保や、地域で助け合うという『共助』の取り組みを活性化させるとともに、公共機関による支援として『公助』の強化を図ります。

【自助、共助、公助とは・・・】

大規模な災害が発生した場合、公共 機関だけでは対応ができなくなる事態 が予想されます。

市民や地域、公共機関が連携することで、被害を減らすことができます。



2) 風水害等への対応

本市での発生が予想される主な災害は、梅雨前線による大雨や局地的豪雨、台風・暴風等による土砂災害や高潮、波浪などの「自然水害」のほか、火災、交通事故、海上での海難事故、その他産業災害等の「事故災害」であり、これら災害への対策に万全を期する必要があります。

そのため、河川改修や治水対策、内水排除対策等とともに、ハザードマップにより災害の発生が想定される区域の公表など、様々な取り組みを推進します。

3) 地震災害への対応

本市に影響を及ぼす南海トラフ巨大地震等の強い揺れに備えて、地震による災害への対策に万全を期する必要があります。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、建物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐 震化等の取り組みを強化していくことが重要です。さらに、企業等の事業継続の取り組みや家 庭での備蓄の促進、地域防災活動の取り組みを推進していきます。

4) 津波災害への対応

津波から命を守るためには、「逃げる」ことが最も重要なことから、市民が迅速に避難できるように、情報伝達体制の整備、避難場所の周知、その他防災教育、避難訓練、要配慮者支援等の総合的な対策を推進します。

2 玉野市で想定される災害

(1)過去に発生した主な風水害による被害

年月日	(台風号数)	被害物	犬況	備考	
				降雨量累計	35mm
平成 16 年	8月27日~31日	床上浸水	1,254戸	最大1時間降水量	18mm
十成10千	(台風第 16 号)	床下浸水	958戸	最大風速	17m/s
		大規模な高潮	被害	宇野港潮位 TP 上(海抜)	256cm
				降雨量累計	5mm
平成 16 年	9月6日~7日	床下浸水	320戸	最大1時間降水量	4mm
T13% 10 4	(台風第 18 号)		320 /-	最大風速	14m/s
				宇野港潮位 TP 上(海抜)	206cm
	9月28日~30日	全壊	1戸	降雨量累計	149mm
平成 16 年	(台風第 21 号)	床上浸水	37 戸	最大1時間降水量	48mm
		床下浸水	264 戸	最大風速	11m/s
		死者 5名	けが人3名	降雨量累計	245mm
平成 16 年	10月18日~20日 (台風第23号)	全壊 13戸	半壊 15 戸	最大1時間降水量	28mm
T13% 10 4		床上浸水	115戸	最大風速	12m/s
		床下浸水	516戸	宇野港潮位 TP 上(海抜)	179cm
				降雨量累計	136.5mm
平成 23 年	9月1日~4日	床上浸水	341戸	最大1時間降水量	24.5mm
十1次 23 十	(台風第 12 号)	床下浸水	456 戸	最大風速	14.7m/s
		児島湖内水氾	監	宇野港潮位 TP 上(海抜)	189cm
		全壊	2戸	降雨量累計	326 mm $(7/5 \sim 7/7)$
平成 30 年	7月5日~8日	半壊	2戸	最大1時間降水量	28mm $(7/5\sim7/7)$
+11X, 30 +	(平成30年7月豪雨)	一部損壊	11戸		
		床下浸水	18戸		

※T.Pは、東京湾平均海面のことで、国内の海抜の基準(海抜0メートル)となる高さです。





台風 16 号による高潮被害 (平成 16 年 8 月)

(2)過去に発生した大規模な林野火災による被害

出火年月日		出火場所	焼失面積	損害額(千円)	
S43年	6月	12日	長尾白萱 3034	314.98ha	9, 418
S49年	2月	3日	田井 4464	408.30ha	128, 840
H 6年	8月	11日	渋川 4 丁目 1354-1	258.00ha	198, 899
H 7年	8月	27日	日比7丁目47-1	231.00ha	89, 597
H23年	8月	9日	石島	230.00ha 「 玉野市分]	玉野市分 5,250
				50. 40ha	0, 200



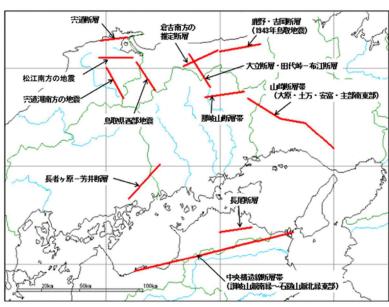
王子が岳火災(平成6年8月)

(3) 地震・津波の被害想定

1)断層型地震

岡山県では、国が定めている主要 活断層の4地震に加え、近隣県が被 害想定を行った地震のうち岡山県に 被害の発生が懸念される地震をもと に、被害想定を行いました。

玉野市の被害想定は、中央構造線 断層帯で発生した場合が最も大きく、 最大震度5強であり、多くの地域で 震度5弱の揺れが想定されており、 被害としては、建物被害と避難者の 発生が想定されています。



資料:「断層型地震の被害想定について」平成26年5月 岡山県

【被害想定(玉野市)】

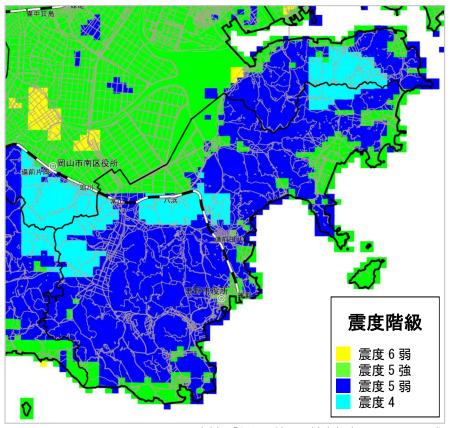
	断層名					
被害項目			中央構造線 断層帯	長尾断層(※)		
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	ほぼ0%		
マグニチュード	8.0	7.3	8.0	7.1		
県内最大震度	6強	6強	6弱	5弱		
玉野市最大震度	5強	4	5強	5弱		
建物全壊数(棟)	1	0	6	_		
死者数(人)	0	0	0	_		
最大避難者数(人)	12	0	86	_		

	断層名					
被害項目	長者ヶ原 -芳井断層	倉吉南方の 推定断層	大立断層・田代峠 - 布江断層	鳥取県 西部地震		
発生確率	0.09%	推計していない	推計していない	推計していない		
マグニチュード	7.4	7.2	7.2	7.3		
県内最大震度	6強	6強	6強	6強		
玉野市最大震度	5強	4	5弱	4		
建物全壊数(棟)	1	0	0	0		
死者数(人)	0	0	0	0		
最大避難者数(人)	18	0	0	0		

[※]長尾断層については県内最大震度から、それほど大きい被害は見込まれないため、被害想定(建物全壊数、死者数、 最大避難者数)は行われておりません。

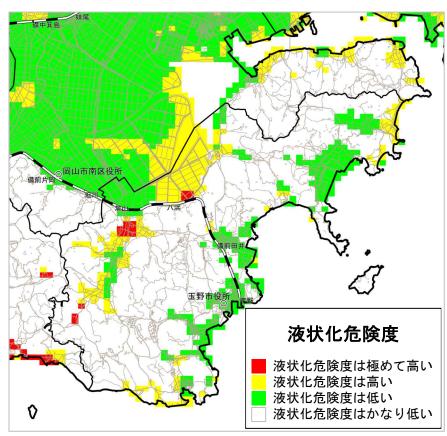
資料:「断層型地震の被害想定について」平成26年5月 岡山県

■ 玉野市で被害が最も大きい断層型地震(中央構造線断層帯) 【震度分布図】



資料:「断層型地震の被害想定について」平成26年5月 岡山県

【液状化危険度分布図】



資料:「断層型地震の被害想定について」平成26年5月 岡山県

2) 南海トラフ巨大地震

国が、平成 24 年 8 月に公表した南海トラフ巨大地震の地震・津波予測結果を受けて、 岡山県では最新の地形データや構造物データを反映した予測結果を平成 25 年 7 月に公表 しました。

県が試算した玉野市の被害想定は次のとおりです。

【被害想定(玉野市)】

種別	予測結果
発生確率	30年以内に70~80%程度
マグニチュード	M9クラス
最大震度	震度6弱
最大津波高(海抜高)	2. 8 m
津波到達時間	2時間程度

【建物被害の想定(玉野市)】

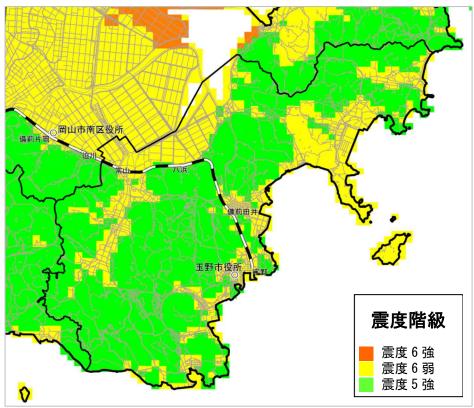
項目	全壊数 大規模半壊数		半壊数
揺れによる被害	125	125 –	
液状化による被害	49	581	1,049
津波による被害	419	_	3, 933
急傾斜地崩壊による被害	27	_	51
地震火災による被害	4	_	1
合計(棟)	624	581	6, 787

【人的被害の想定(玉野市)】

項目	死者数	負傷者数	重傷者数
建物倒壊による被害	8	316	12
津波による被害	15	0	0
急傾斜地崩壊による被害	2	3	2
地震火災による被害	0	0	0
屋外落下物等による被害	0	0	0
合計 (人)	25	319	14

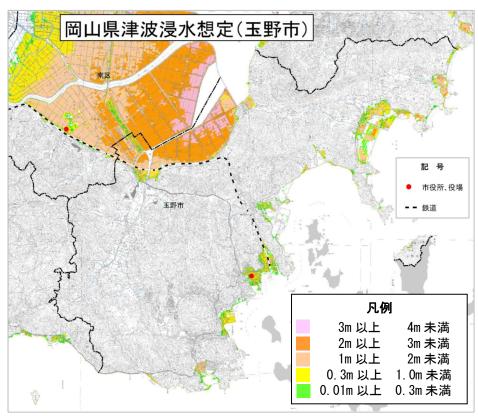
資料:「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」平成25年7月 岡山県

【震度分布図】



資料:「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」平成25年7月 岡山県

【津波浸水想定図】



資料:「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」平成25年7月 岡山県

3 地域防災計画の概要

1. 市民・事業者・地域団体等が行う役割と備え

(1) 市民が行う備え

① 土砂災害に備える

- ・普段から周辺地域の地形や特徴、災害履歴、土砂 災害警戒区域等の位置を把握
- ・土砂災害の警戒情報や前兆現象に注意し、身の危険を感じたら早めの避難

② 地震の揺れに備える

- ・自宅、建築物等の耐震診断や補強の実施
- ・家具類の転倒防止、照明等の 落下防止対策の実施
- ・部屋の出入口付近に物を 置かない



③ 地震の揺れに伴う火災に備える

- ・耐震安全装置の付いた火気使用器具の設置や 定期的な保守点検の実施
- ・火気使用器具周辺の整理整頓
- ・火気使用器具等の転倒、落下防止対 策の実施
- ・住宅用火災警報器等の設置や定期的 な保守点検の実施
- ・消火器等の設置や使用方法の確認



④ けがや人命救助に備える

- ・救命講習や訓練への参加
- ・応急手当の学習



⑤ いざという時の避難に備える

- ・自宅等からの避難場所及び避難経路等の把握
- ・家族との連絡方法や集合場所の確認
- ・避難情報の入手方法の確認
- ・災害発生時に助け合える近所との関係づくり

⑥ 食料品・生活必需品の不足に備える

- ・家族の1週間程度の食料品や 生活必需品の備蓄
- ・普段の食事に利用する缶詰、 レトルト食品等の回転備蓄



⑦ 正確で素早い情報入手

- ・情報の種類や入手方法の確認
- ・有効な情報入手手段の準備 テレビ、ラジオ、携帯電話、 インターネットなど



⑧ 防災知識を学び、身につける

- ・市が実施する出前講座等への積極的な参加
- ・防災訓練による、実践的な行動の習得
- ・地域の過去に発生した災害履歴や避難経路の 安全確認

⑨ ライフラインの停止に備える

- ・停電に備え、暖房器具や懐中電灯、乾電池の備蓄
- ・下水道の停止に備え、家族の1週間程度の携帯用簡易トイレの備蓄
- ・ガス供給の停止に備え、カセットコンロやボンベ等の備蓄



(2) 事業者が行う備え

① 業務継続計画(BCP)の策定・運用

・災害時の企業等の果たす 役割(生命の安全確保、二 次災害の防止、事業の継 続、地域貢献・地域との共 生)の十分な認識



・災害時に重要業務を継続するための事業継続 計画(BCP)の策定・運用

③ 19月1日 19日

- ・取引先とのサプライチェーンの確保及び 流通拠点の複数化
- ・重要なデータやシステムの分散管理

④ 企業自主防災組織の設立

- ・企業内の自主的な防災組織の設立
- ・企業防災訓練の実施

② 防災に関する施策への協力

- ・市や消防団、自主防災組織等との連絡・連携 体制の強化
- ・従業員の消防団、自主防災組織等への参加等 の促進
- ・地域防災力の向上への積極的な貢献

⑤ 地震の揺れに伴う火災に備える

- ・危険物施設、火気を使用する施設等の安全化
- ・企業内、事業所内の避難経路の確保
- ・事業所の消火設備の設置と維持管理

⑥ 帰宅困難に備える

- ・従業員のための食料品、生活必需品の備蓄
- 一斉帰宅の抑制

(3)地域団体等が行う備え

① 自主防災組織の設立

・地域防災力の強化に向けた、各自治会等に よる自主防災組織の設立

③ 災害体験の伝承

・過去の災害体験の地域への伝承

② 防災訓練の実施

- ・市や消防機関が主催する総合防災 訓練への積極的な参加
- ・計画的な避難訓練や消火訓練など の実施

④ 避難所の運営への協力

・地域住民による避難所運営へ の協力体制の確保



⑤ 地区防災計画の策定

・自発的な防災活動の内容を定めた地区防災 計画の策定

2. 公共機関が行う役割と備え

(1)避難場所等の指定

① 指定緊急避難場所

災害から命を守るため に緊急的に避難する施設 又は場所をいいます。



● 優先開設避難場所

指定緊急避難場所の中で、災害に応じて優 先的に開設する施設をいいます。

● 屋外一時避難場所

指定緊急避難場所の中で、地震及び津波に 対応した屋外避難場所をいいます。

② 指定避難所

避難した者が災害の 危険がなくなるまで一 定期間滞在し、又は災害 により自宅へ戻れなく なった者が一時的に滞 在する施設をいいます。





③ 協定避難施設

大規模災害などの場合、 必要に応じ、各種避難用途 として使用できるように、 施設の管理者と協定を締 結した施設をいいます。



● 津波避難ビル

津波から命を守るために緊急的に避難す る施設をいいます。

● 福祉避難所

災害時に高齢者や障害のある人等、指定避 難所では生活に支障がある特別な配慮を必 要とする人のために特別な配慮がなされた 施設をいいます。



(2)物資の備蓄・調達

- ・食料品、飲料水、生活必需品等の備蓄を計画的に進めます。
- ・事業者、他自治体等との連携体制の強化を進め、物資の要請・調達・ 輸送など供給の仕組みの整備を進めます。



(3) 要配慮者等の安全確保

・市では、要配慮者のうち特に避難支援の必要がある人について避難行動要支援者名簿を作成 し、避難支援等関係者に対して本人の同意がある場合には、名簿の事前提供を行い、災害発生 時における避難支援を進めます。

また、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等と連携し、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めます。

・地域においては、自主防災組織や避難支援等関係者が連携し、要配慮者を助け合える地域社会 づくりを進めます。

要配慮者とは?

従来、災害時要援護者と呼ばれていた人で、乳幼児、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人など配慮が必要な方をいいます。

避難支援等関係者とは?

災害時に、避難行動要支援者を支援する 団体または個人をいいます。

消防機関、県警察、民生委員 市社会福祉協議会、 自主防災組織 等







避難行動要支援者とは?

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する おそれがある場合に自ら避難することが困難な者であ って、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に 支援を要する方をいいます。

- ・要介護認定3~5を受けている方
- ・身体障害者手帳1、2級(総合等級)の第1種を所持する 身体障害者

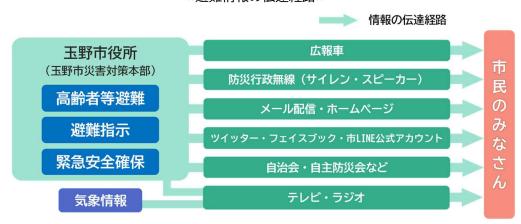
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)

- ・療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する方で単身世帯 の方
- ・県、市の生活支援を受けている難病患者
- ・上記以外で自主防災会、自治会等が支援の必要を認めた方

(4)市民への的確な情報伝達

・テレビやラジオ等に加え、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア 等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化に努めます。

≪避難情報の伝達経路≫



(5) 防災訓練・防災教育の実施

① 防災訓練の実施

- ・市民及び地域団体等が参加する、防災訓練を実施します。
- ・防災訓練への女性・高齢者等の参加促進に努めます。



② 防災教育の実施

- ・講習会、講演会、広報、出前講座、学校教育等を通じて、防災知識 の啓発に努めます。
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進 に努めます。



(6) 自主防災組織の育成及び活性化

- ・自主防災組織の必要性を周知し、自主防災組織の設置促進や活動の活性化を推進します。
- ・実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、市民が自発的に参加できるよう努めます。
- ・防災リーダーの育成や防災士の資格取得の奨励等を行うなど、自主防災組織の強化を促します。
- ・地区防災計画の策定に向けた取り組みの支援を行います。

(7) 避難指示等の発令と気象情報

1)避難指示等について

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市は高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を行います。

区分	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル 3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況。災害リスクのある区域等の高齢者等が 危険な場所から避難するべき状況。	 高齢者等*は危険な場所から避難を開始(立退き避難又は屋内安全確保)。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始。
警戒レベル 4 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況。災害リスクのある区域等の居住者等が 危険な場所から避難するべき状況。	危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全 確保)を開始。
_{警戒レベル} 5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況。居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。	● 指定緊急避難場所等への立退き避難することが かえって危険である場合、緊急安全確保を開 始。

2) 避難指示等発令基準について(以下の状況で市長が必要と認めたとき)

① 土砂災害

警戒レベル 3 高齢者等避難

- 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表され、かつ、土砂キキクルが 「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)となったとき。
- 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。
- 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、 夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 (大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)

(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間〜翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報) に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど)(夕刻時点で発令)

_{警戒レベル} 4 避難指示

- 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表されたとき。
- 土砂キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)となったとき。
- ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。(タ刻時点で発令)
- ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)
- 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見されたとき。

警戒レベル **5** 緊急安全確保

- 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報)が発表されたとき。
- 土砂キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)となったとき。
- 土砂災害の発生が確認されたとき。

2 高潮

警戒レベル 3 高齢者等避難

- 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 (数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)
- 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかる と予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき。
- ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。(タ刻時点で発令)
- ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、 県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。

警戒レベル **4** 避難指示

- 高潮警報(警戒レベル4相当情報)あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報)が 発表されたとき。
- ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。

(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間~翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及 されるときなど)(夕刻時点で発令)

警戒レベル **5** 緊急安全確保

- 水門、陸閘等の異常が確認されたとき。
- 海岸堤防等が倒壊したとき。
- 異常な越波・越流が発生したとき。

③ 洪水等

警戒レベル 3 高齢者等避難

- 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到達したとき。
- 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。
- その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき。
- 洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)が出現したとき。
- 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。
- 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、 夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。(タ刻時点で発令)
- 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。

警戒レベル **4**

避難指示

- 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。
- 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。
- その他河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき。
- 洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)が出現したとき。
- 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。
- 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。(タ刻時点で発令)
- 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。
 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)
- 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。

_{警戒レベル} 5 緊急安全確保

- 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(レベル5水位)に到達したとき。
- その他河川の水位が堤防高に到達したとき。
- 洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)が出現したとき。
- 大雨特別警報(浸水害)(警戒レベル5相当情報)が発表されたとき。
- 堤坊に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。
- 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。
- 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき(氾濫の発生が把握できたとき)。
- 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや 市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれ があると判断したとき。

4 津波

警戒レベル **3** 高齢者等避難

危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない。

_{警戒レベル} 4 避難指示

- ◆ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。(ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)
- 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。

警戒レベル **5** 緊急安全確保

● 基本的に発令しない。

3)屋内安全確保について

高齢者等避難や避難指示などが発令された場合は、原則として指定緊急避難場所など へ避難する必要があります。

ただし、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内 安全確保」を行うことを周知します。

4)特別警報について

気象庁は警報の基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が発表された場合は、市から発表される避難指示や緊急安全確保などの情報に注意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。

現象	の種類	特別警報の発表基準	
	大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が 吹くと予想される場合	
気象等	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮に なると予想される場合	
寺	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波に なると予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を 伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
地震(地震動)		震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が 予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を 特別警報に位置づける)	
津波		高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	

5)津波警報等について

種		発表される津波の	高さ	
類	発表基準	数値での発表	巨大地震の 場合の発表	想定される被害ととるべき行動
大津波警報	予想される津波の高さ が高いところで3mを 超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10m) 5m (3m<予想高さ≦5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は 津波による流れに巻き込まれま す。 沿岸部や川沿いにいる人は、た だちに高台や避難ビルなど安全 な場所へ避難してください。
津波警報	予想される津波の高さ が高いところで1mを 超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 治岸部や川沿いにいる人は、ただちに、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流 失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れてく ださい。

6) 土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、大雨により命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、岡山県と 岡山地方気象台が共同で発表する防災情報です。



危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

7) 記録的短時間大雨情報について

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測等した ときに、気象庁が発表する情報です。



この情報は、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、 稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するものです。

8) 顕著な大雨に関する気象情報について

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により 非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という キーワードを使って発信される情報です。また、この情報は警戒レベル相当情報 を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表されます。

(8) 被災者の支援等

① 家庭動物の同行避難者の受け入れ

・指定避難所では、身体障害者補助犬を除き、人と同じ居住スペースへの家 庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止と し、屋外等への家庭動物のためのスペース確保に努めます。



② 被災者台帳の整備

・市内で災害が発生し、被災者の援護を実施する場合に、必要となる情報を記載した「被災者 台帳」を作成します。

③ り災証明書の発行

・市内で災害が発生し、被災者からの申請があった場合は、申請のあった被災者の被害状況 等を調査し、被害の程度を証明する「り災証明書」を交付します。

④ ボランティアの活用

・ボランティア活動が円滑に行われるよう、被災者のニーズを把握するとと もに、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等との連携を行い、 ボランティア受入れのための支援を行います。



⑤ 問い合わせ窓口の設置

・災害発生後、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置します。

⑥ 個人被災者への融資等

災害により被害を受けた市民の生活の安定のために、生活支援のための融資等を行います。

融資等	主体	内容	
災害弔慰金の支給	市	災害により死亡した者の遺族に対して支給する。	
災害障害見舞金の支給	卡	災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対して支給する。	
被災者生活再建支援金	県	被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して支給する。	
災害援護資金の貸付	市	災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付ける。	
生活福祉資金の貸付	県	災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更正させるため貸付ける。	
母子父子寡婦福祉資金 の貸付	県・市	災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して貸付ける。	
公的負担の免除等	県・市	被災状況等に応じ、税、保険料等の期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を 講じる。	
被災者への広報	市	被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。	

市からの情報を確認

じぜん しら とうろく 事前に調べ、登録しましょう!

玉野市公式ホームページ・SNS

防災情報、ハザードマップなど

■ホームページ





■ Facebook (フェイスブック)





■Twitter (ツイッター)





■LINE (ライン)





玉野市防災メールマガジン

携帯電話やパソコンへメールで 防災情報等を配信します。





登録メールアドレス mail.tamano-city@raiden.ktaiwork.jp

防災広報ダイヤル(24時間音声自動対応有料)

TEL:0863-33-6610

防災行政無線での放送内容を電話で 聞くことができるサービスです。



Yahoo!防災速報アプリ

さまざまな災害情報を通知でお知らせ https://emg.yahoo.co.jp



ひとりひとりに合った情報をお届け Yahoo!防災速報



玉野市地域防災計画 概要版 ^{令和 5 年 4 月}

〒706-8510 玉野市宇野1丁目 27-1 玉野市役所 玉野市 危機管理課 TEL:0863-32-5560 FAX:0863-21-3464 E-mail:kikikanri@city.tamano.lg.jp